

「クールジャパン」に関わる分野において就労しようとする留学生等に係る 在留資格の明確化等について

平成29年9月
法務省入国管理局

日本の魅力を世界へ発信するクールジャパン戦略が推進され、日本のコンテンツ等に対する外国からの関心が高まっていることを受け、「アニメ」、「ファッション」、「デザイン」、「食」などを学びに来た留学生が、引き続き本邦で働くことを希望する場合等において、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図り、申請者の予見可能性を高める観点から、在留資格の該当性に係る考え方及び許可・不許可に係る具体的な事例を以下のとおり公表します。

1. 在留資格に該当する活動

外国人が日本の大学又は専門学校において「アニメ」又は「ファッション」、「デザイン」、「食」に関連する科目を履修して卒業し（専門学校卒業者については、「専門士」又は「高度専門士」の称号を付与された者に限る。）、これらの知識を用いて日本の企業に就職を希望する場合、一般的には、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への該当性を審査することになります。

下記2に具体的な事例を挙げていますが、前提として、**学術上の素養**を背景とする**一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動**であって、**単に経験を積んだことにより有している技術・知識では足りず**、学問的・体系的な技術・知識を要するものでなければなりません。

なお、日本で従事しようとする活動が、入管法に規定される在留資格に該当するものであるか否かは、**在留期間中の活動を全体として捉えて判断**することとなります。したがって、上記の活動に該当しない業務に**一時的に従事**する場合であっても、それが企業における**研修の一環**であって、在留期間の**大半**を占めるようなものではないような場合は、在留資格の変更が**許可**されるケースがあります。

2. 具体的な事例

<アニメーション分野>

学歴	専攻	職務内容	許可/不許可
専門学校（専門士）	マンガ・アニメーション科	コンピュータ関連サービスを業務とする会社において、キャラクターデザイン等の ゲーム開発業務 に従事	許可
専門学校（専門士）	マンガ・アニメーション科	アニメ制作会社において、絵コンテ等の構成や原画の作成といった 主体的な創作活動 に従事	許可
専門学校（専門士）	マンガ・アニメーション科	アニメ制作会社において、 入社当初の6月程度 背景の色付け等の指導を受けながら行いつつ、 その後は絵コンテ等の構成や原画の作成 といった 主体的な創作活動 に従事	許可
専門学校（専門士）	マンガ・アニメーション科	アニメ制作会社において、主体的な創作活動を伴わない背景画の色付け作業等の 補助業務 にのみ従事	不許可

<ファッション・デザイン分野>

学歴	専攻	職務内容	許可/不許可
専門学校（専門士）	デザイン科	デザイン事務所において、デザイナーとして 創作業務 に従事	許可
大学	工学部	自動車メーカーにおいて、カーデザイナーとして 自動車デザイン に係る業務に従事	許可
専門学校（専門士）	デザイン科	服飾業を営む会社において、ファッションコーディネーターとして 商品の企画販促や商品ディスプレイの考案 等に従事	許可
専門学校（専門士）	デザイン科	服飾業を営む会社の海外広報業務を行う人材として 採用された後 、国内の複数の実店舗で 3か月間 販売・接客に係る実地研修を行い、 その後 本社で 海外広報業務 に従事	許可
専門学校（専門士）	デザイン科	服飾業を営む会社において、パタンナーとして、裁断・縫製等の制作過程を 一部伴う創作活動 に従事	許可
専門学校（専門士）	デザイン科	服飾業を営む会社において、主体的な創作活動を伴わない 裁断・縫製等の制作過程 に従事	不許可
専門学校（専門士）	デザイン科	服飾業を営む会社の店舗において、 専ら 接客・販売業務に従事	不許可
専門学校（専門士）	経理科	衣料品販売店において 専ら 販売業務に従事	不許可

<美容分野>

学歴	専攻	職務内容	許可/不許可
専門学校（専門士）	美容科	海外展開を予定する化粧品会社における海外進出準備のための企画・マネジメント業務に従事	許可
専門学校（専門士）	美容科	ヘアウィッグやヘアエクステンション等の商品開発及び営業販売の業務に従事	許可
専門学校（専門士）	美容科	美容師やネイリストとして業務に従事	不許可
専門学校（専門士）	美容科	海外展開を予定する化粧品会社に雇用され、同社の海外進出準備のための企画・マネジメント業務を行うため1年間の座学及び実地研修を行うとして申請があったが、実際には、同社で同じ業務に就く日本人は4か月で実地研修が終わるのに対し、当該外国人については店舗を替えながら実地研修をするという名目で1年間に渡って販売・接客業務をさせる計画であったことが審査の過程で明らかとなった	不許可

<食分野>

学歴	専攻	職務内容	許可/不許可
専門学校（専門士）	栄養管理学	食品会社の研究開発業務に従事	許可
専門学校（専門士）	経営学	飲食店チェーンの海外展開業務を行う人材として採用された後、本社における2か月の座学を中心とした研修及び国内の実店舗での3か月の販売・接客に係る実地研修を行い、その後本社で海外展開業務に従事	許可
専門学校（専門士）	経営学	飲食店チェーンにおいて3年間の滞在予定で海外展開業務を行うとして申請があったが、実際には、入社後2年間は実地研修の名目で店舗での調理・接客業務に従事させる計画であったことが審査の過程で明らかとなった	不許可